

西 条 市
一般廃棄物処理業等許可申請の手引き

西条市役所 衛生課 衛生係

電話 0897-56-5151（内線2454）

目次

1	許可申請手続きについて	2
2	審査基準	2
3	許可条件	3
4	許可申請添付書類一覧表	
	(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請	4
	(2) 浄化槽清掃業許可申請	5
	(3) 一般廃棄物処分業許可申請	6
5	許可申請書等記入例	7
6	参考	
	「西条市一般廃棄物収集運搬業許可基準」	13
	「西条市一般廃棄物処分業許可基準」	14
	「西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例」	15
	「西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則」	20

1 許可申請手続きについて

事前相談

環境部 衛生課 衛生係 TEL0897-56-5151（内線 2454）

許可申請

一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書提出
一般廃棄物処分業許可（更新）申請書提出
浄化槽清掃業許可（更新）申請書提出

- ・ 申請書 2 部（正本、副本）作成（添付書類等含む）
申請書正本には、各種証明書類等の原本を添付
申請書副本には、各種申請所等の原本の写しを添付

※提出書類に不備がないよう十分に注意してください。

書類審査及び現地審査

必要に応じて、主たる事務所、駐車場等の現地立入審査を行う場合があります。

許可

- ・ 審査等を行い許可基準等に適合する場合は、許可証を交付します。適合しない場合は、不許可となります。不許可の場合は、書面にて通知します。

許可証を交付する際、許可手数料（¥5,000）の納入通知書を発行しますので、市役所の指定金融機関にて納入を行い、領収書を提示してもらってください。

申請書副本については、西条市の受付印を押印した後お返しします。

2 審査基準

申請書等の審査については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、同法施行令及び同法施行規則、「浄化槽法」、同法施行令及び同法施行規則、その他関係法令並びに本市の基準に適合しているか審査を行います。

審査は、書類審査及び必要に応じて実地調査を行います。

3 許可条件

西条市一般廃棄物収集運搬業許可基準

(収集運搬許可業者の許可要件)

第2条 一般廃棄物の収集運搬を業として行おうとする者の許可要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内法人（定款又は登記簿で確認できる本店又は支店若しくは事業所を、市内に有する者）又は市内に居住している個人であること。
- (2) ごみの収集運搬に必要な車両を保有し又は保有できる見込みのある者であること。
この場合、すべてのごみの収集運搬を行おうとする者は、ごみの飛散、悪臭の防止のため塵芥車を保有しなければならない。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第5項に該当する者であること。

(浄化槽清掃許可業者の許可要件)

第3条 浄化槽の清掃を業として行おうとする者の許可要件は、次のとおりとする。

- ・浄化槽法第36条に該当する者であること。

西条市一般廃棄物処分業許可基準

(処分業の許可要件)

第2条 一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）の処分を業として行おうとする者の許可要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内法人（定款又は登記簿で確認できる本店又は支店若しくは事業所を、市内に有する者）又は市内に居住している個人であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第10項に該当する者であること。
- (3) 事業を行うにあたり、法律施行令第3条に規定する基準に適合するものであり、また、一般廃棄物の処分量に応じた保管施設を有すること。

4 許可申請添付書類一覧

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請

	書 類	備 考	法人	個人
1	定款又は寄付行為及び登記簿謄本		●	
2	住民票の写し			●
3	身分証明書（法人は、代表者及びその業務を行う役員を含む。）及び申立書		●	●
4	印鑑証明書		●	●
5	運搬先を証明できる書類	注3を参照	●	●
6	運搬車の車庫、廃棄物の積替施設等の配置図、設計書（積替施設のみ）、写真（運搬車を含む）及び付近の見取図		●	●
7	事務所その他の施設等を自ら所有する場合はそれを証明する書類（借用の場合は契約書の写し）		●	●
8	自動車検査証の写し又は購入契約書の写し	別紙2「一般廃棄物運搬器材表」作成 車両の前・横から撮影した写真を添付	●	●
9	従業員名簿	別紙1「従業員名簿」作成	●	●
10	直前3年間の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類（新規に事業を始める場合は、資本金額等を証明する書類）		●	
11	直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類			●
12	予定料金表	原価計算方式に基づいて算出した原価に、適正な利潤を加えた額等適正かつ合理的なもの	●	●
13	直前3年間の納税証明書（市税）		●	●
14	その他市長が必要と認める書類及び図面	産業廃棄物収集運搬業許可証等（許可等を所有している場合は必ず添付）	△	△

(注1) ●…必ず添付が必要なもの

△…該当する内容がある場合のみ添付が必要なもの

(注2) 申請に必要な部数は2部ですので、申請書及び添付資料の様式はコピーしてお使いください。

(注3) 5 運搬先を証明できる書類では市の処分場（道前クリーンセンター・ひうちクリーンセンター等）の場合は処理施設の搬入許可証を添付すること、民間の処分場は事業計画に記載することとするが搬入実績を確認する場合があるので

(2) 浄化槽清掃業許可申請

	書 類	備 考	法人	個人
1	定款又は寄付行為及び登記簿謄本		●	
	住民票の写し			●
2	身分証明書（法人は、代表者及びその業務を行う役員を含む。）及び申立書		●	●
3	印鑑証明書		●	●
4	浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有することを証明する書類の写し	講習会の修了証	●	●
5	浄化槽法施行規則に規定する器具の収納場所の配置図、写真及び案内図		●	●
6	事務所その他の施設等を自ら所有する場合はそれを証明する書類（借用の場合は契約書の写し）及び事務所の案内図		●	●
7	従業員名簿	別紙1「従業員名簿」作成及び資格証の写し	●	●
8	予定料金表		●	●
9	直前3年間の納税証明書（市税）		●	●
10	その他市長が必要と認める書類及び図面		△	△

（注1）●…必ず添付が必要なもの

△…該当する内容がある場合のみ添付が必要なもの

（注2）申請に必要な部数は2部なので、副本の申請書及び添付資料の様式はコピーで可。

(3) 一般廃棄物処分業許可申請

	書 類	備 考	法人	個人
1	定款又は寄付行為及び登記簿謄本		●	
2	住民票の写し			●
3	身分証明書（法人は、代表者及びその業務を行う役員を含む。）及び申立書		●	●
4	印鑑証明書		●	●
5	処分先を証明できる書類		●	●
6	施設の構造を明らかにすることができる平面図、立体図、断面図、構造図、設計計算書、写真及び付近の見取り図及び案内図、ならびに最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面		●	●
7	事務所その他の施設等を自ら所有する場合はそれを証明する書類（借用の場合は契約書の写し）及び事務所の案内図		●	●
8	処理器材表	別紙3「一般廃棄物処理器材表」作成	●	●
9	従業員名簿	別紙1「従業員名簿」作成	●	●
10	直前3年間の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類（新規に事業を始める場合は、資本金額等を証明する書類）		●	
11	直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類			●
12	予定料金表	原価計算方式に基づいて算出した原価に、適正な利潤を加えた額等適正かつ合理的なもの	●	●
13	直前3年間の納税証明書（市税）		●	●
14	その他市長が必要と認める書類及び図面	産業廃棄物処分業許可証等（許可等を有している場合は必ず添付）	△	△

(注1) ●…必ず添付が必要なもの

△…該当する内容がある場合のみ添付が必要なもの

(注2) 申請に必要な部数は2部ですので、申請書及び添付資料の様式はコピーしてお使いください。

5 許可申請書等記入例

様式第4号（第10条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書

平成 年 月 日

西条市長 様

申請者 住 所 西条市明屋敷 164 番地

氏 名 ㈱西条クリーンサービス

代表取締役社長 石鎚 大輔 ㊞

電 話 0897-56-5151

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1	住所、氏名（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び電話番号	事務所 所在 西条市〇〇番地 名称 ㈱西条クリーンサービス 代表取締役 石鎚 大輔 電話番号 0897-56-5151
2	取り扱う一般廃棄物の種類	『ごみ』『し尿』『浄化槽汚泥』等を記入（品目が限定されている場合は具体的品目を記入。）
3	収 集 又 は 運 搬 の 別	収集及び運搬
4	じんかい車又はし尿車、その他主たる収集又は運搬のための施設の種類及び数量	パッカー車 〇〇台 平ボディ車 〇〇台 バキューム車〇〇台 その他 〇〇台 （別紙2一般廃棄物運搬器材表参照）
5	主たる事務所以外の事務所、事業場及び運搬車の車庫等の名称、所在地及び電話番号	車庫 所在 西条市〇〇番地 貯留槽 所在 西条市〇〇番地 電話番号 積替え（手選別）する場合はその所在地を記入
6	作 業 計 画	運搬をする区域 西条市内 収集予定箇所 〇〇箇所（別添〇〇〇参照）
7	従 業 員 の 数	〇〇 人（別紙1「作業員名簿」参照）
添付書類	① 住民票の写し（法人は、定款又は寄付行為及び登記簿謄本） ② 身分証明書及び申立書（法人は、代表者及びその業務を行う役員を含む。） ③ 印鑑証明書 ④ 運搬先を証明できる書類 ⑤ 運搬車の車庫、廃棄物の積替施設等の配置図、設計書（積替施設のみ）、写真及び付近の見取図 ⑥ 事務所その他の施設等を自ら所有する場合はそれを証明する書類（借用の場合は契約書の写し） ⑦ 自動車検査証の写し又は購入契約書の写し ⑧ 従業員名簿 ⑨ 法人の場合は、直前3年間の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類（新規に事業を始める場合は、資本金額等を証明する書類） ⑩ 個人の場合は直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 ⑪ 予定料金表 ⑫ 直前3年間の納税証明書（市税） ⑬ その他市長が必要と認める書類及び図面	

様式第 6 号(第 12 条関係)

浄化槽清掃業許可(更新)申請書

年 月 日

西条市長

様

申請者 住 所 西条市明屋敷 164 番地

氏 名 ㈱西条クリーンサービス

代表取締役社長 石鎚 大輔 @

電 話 0897-56-5151

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第 12 条第 1 項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1	住所、氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号	
2	事業の用に供する施設の概要	事務所 所在 西条市〇〇番地
3	主たる事務所以外の事務所、事業場の名称、所在地及び電話番号	車庫 所在 西条市〇〇番地
4	従 業 員 の 数	〇〇 人 (別紙 1 「作業員名簿」 参照)
添 付 書 類	① 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記簿謄本) ② 身分証明書(法人にあつては、代表者及びその業務を行う役員を含む。) ③ 印鑑証明書 ④ 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有することを証明する書類の写し ⑤ 浄化槽法施行規則に規定する器具の収納場所の配置図、写真及び案内図 ⑥ 事務所その他の施設等を自ら所有する場合はそれを証明する書類(借用の場合は契約書の写し) ⑦ 従業員名簿 ⑧ 予定料金表 ⑨ 直前 3 年間の納税証明書(市税) ⑩ その他市長が必要と認める書類及び図面	

様式第 5 号（第 11 条関係）

一般廃棄物処分業許可（更新）申請書

平成 年 月 日

西条市長

様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第 11 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1	住所、氏名（法人にあたっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び電話番号	処分する一般廃棄物の種類を具体的に記入する。 燃え殻、汚泥、ガラスくず、粗大ゴミ等
2	取り扱う一般廃棄物の種類	
3	作業場所、処分方法及び処分先	
4	一般廃棄物処理施設の種類、数量施設設置場所及び処理能力	OO一般廃棄物最終処分場（OO市OO） 埋立面積 m^2 ・埋立容量 m^3
5	主たる事務所以外の事業所、事業所の名称、所在地及び電話番号	
6	作 業 計 画	
7	従 業 員 の 数	OO 人（別紙 1「作業員名簿」参照）
添付書類	① 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記簿謄本） ② 身分証明書及び申立書（法人にあつては、代表者及びその業務を行う役員を含む。） ③ 印鑑証明書 ④ 処分先を証明できる書類（一覧表及び契約書の写し等） ⑤ 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造図、設計計算書、写真及び付近の見取り図及び案内図、ならびに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 ⑥ 事務所、その他の施設等を自ら所有する場合はそれを証明する書類（借用の場合は契約書の写し）及び事務所の案内図 ⑦ 従業員名簿 ⑧ 法人の場合は、直前 3 年間の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類（新規に事業を始める場合は、資本金額等を証明する書類） ⑨ 個人の場合は直前 3 年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 ⑩ 直前 3 年間の納税証明書（市税） ⑪ 産業廃棄物処分業の許可を取得している場合は、許可証の写し ⑫ その他市長が必要と認める書類及び図面	

別紙1

従 業 員 名 簿

		業 者 名	㈱西条クリーンサービス		
職 名	氏 名	生 年 月 日	住 所	資 格	
取締役	石鎚 大輔	S H 30・11・1	西条市〇〇番地	普通免許	
運転手	燧 次郎	S H 30・11・2	西条市〇〇番地	大型免許	
助 手	中山 三郎	S H 30・11・3	西条市〇〇番地	普通免許	
		S H . .			
		S H . .			
		S H . .			
		S H . .			
		S H . .			
		S H . .			
		S H . .			
		S H . .			
		S H . .			
		S H . .			
		S H . .			
		S H . .			
		S H . .			

※ 資格を証明する書類の写しを添付すること。

別紙2

一 般 廃 棄 物 運 搬 器 材 表

			業 者 名	㈱西条クリーンサービス	
登録番号	車 種	年 式	積 載 量	購入年月日	登録所有者名
愛媛〇〇 〇〇〇〇	し尿車	S H 16年	2.7t	S H 16・11・1	愛媛日野自動車㈱
愛媛〇〇 〇〇〇〇	塵芥車	S H 16年	3.0t	S H 16・11・1	㈱西条クリーンサービス
愛媛〇〇 〇〇〇〇	キャブオーバー	S H 16年	1.5t	S H 16・11・1	㈱西条オートリース
		S H	t	S H . .	
		S H	t	S H . .	
		S H	t	S H . .	
		S H	t	S H . .	
		S H	t	S H . .	
		S H	t	S H . .	
		S H	t	S H . .	
		S H	t	S H . .	
		S H	t	S H . .	

※ 自動車検査証の写しと車両の写真（前・後から撮影）を添付すること。

別紙 3

一 般 廃 棄 物 処 理 器 材 表

			業 者 名	西条クリーンサービス
名 称	型式・寸法	規模・能力	設置年月日	特定施設該当の有無
破砕機			S H 16・11・1	有 ・ 無
焼却炉			S H 16・11・1	有 ・ 無
			S H . .	有 ・ 無
			S H . .	有 ・ 無
			S H . .	有 ・ 無
			S H . .	有 ・ 無
			S H . .	有 ・ 無
			S H . .	有 ・ 無
			S H . .	有 ・ 無
			S H . .	有 ・ 無
			S H . .	有 ・ 無
			S H . .	有 ・ 無
			S H . .	有 ・ 無
			S H . .	有 ・ 無

6 参考

西条市一般廃棄物収集運搬業許可基準

(目 的)

第1条 この基準は、西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例（以下「条例」という。）第17条第1項に基づき、一般廃棄物の収集運搬又は浄化槽の清掃を業として行おうとする者（以下「業者」という。）について、市長が許可するときに必要な事項を定める事を目的とする。

(収集運搬許可業者の許可要件)

第2条 一般廃棄物の収集運搬を業として行おうとする者の許可要件は、次のとおりとする。

(1) 市内法人（定款又は登記簿で確認できる本店又は支店若しくは事業所を、市内に有する者）又は市内に居住している個人であること。

(2) ごみの収集運搬に必要な車両を保有し又は保有できる見込みのある者であること。この場合、すべてのごみの収集運搬を行おうとする者は、ごみの飛散、悪臭の防止のため塵芥車を保有しなければならない。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第5項に該当する者であること。

(浄化槽清掃許可業者の許可要件)

第3条 浄化槽の清掃を業として行おうとする者の許可要件は、次のとおりとする。

・浄化槽法第36条に該当する者であること。

(申請書類)

第4条 第2条又は第3条に規定する業者として許可を得ようとする者は、条例施行規則第10条及び12条の規定により、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第2号）又は浄化槽清掃業許可申請書（様式第4号）（以下「申請書」という。）のいずれかを市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、同一法人（個人を含む。）が第2条及び第3条に基づく許可申請を同時にしようとする場合は、申請書に添付する書類で、重複するものについては様式第2号にのみ添付し、他は省略することができる。

(審 査)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合、西条市一般廃棄物許可業者審査表（以下「審査表」という。）に基づき、審査を行うものとする。

(許 可 等)

第6条 市長は、審査表に基づく審査の結果、許可することが適当であると認めたときは条例施行規則第14条第1項の規定に基づき許可書（様式第7号）を発行することにより許可を行うものとする。

2 前項の規定により許可を受けた業者のうち収集用車両又はし尿車を保有見込みで許可を受けた者は、当該車両を保有後内容を市長に届出し、届出を行うまでは許可業務を行ってはならない。

3 市長は、業者ごとに地域を定めて許可することができるものとする。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、前条の許可を受けた業者が次の各号の一に該当すると判断したときは、その許可を取消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

(1) 次条の規定に反して不適正な料金を請求した場合。

(2) 事業者との契約にあたり、双方の合意なく、契約した旨の申し出があった場合。

(3) 法又は条例若しくはこれに基づく処分に違反する行為を行った場合。

(4) 第2条及び第3条に規定する許可要件を満たさなくなった場合。

(5) 自己の名義をもって、他人に許可業務を業として行わせた場合。

(6) その他この基準に規定する内容を遵守しなかった場合。

2 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるものとする。

(料金の設定)

第8条 第6条の規定に基づき市長の許可を受けた業者が取り扱う一般廃棄物の収集運搬手数料及び浄化槽清掃手数料は、原価計算方式に基づいて算出した原価に、適正な利潤を加えた額等適正かつ合理的なものとしなければならない。

付 則

この基準は、平成16年11月1日から適用する。

この基準の施行日以前から許可業務を行っていた者が引き続き許可更新申請を行う場合は、第2条第1項第1号及び第2号の要件を満たしているものとみなす。ただし、塵芥車の取得には努めるものとする。

西条市一般廃棄物処分業許可基準

(目的)

第1条 この基準は、西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例（以下「条例」という。）第17条第1項に基づき、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者（以下「業者」という。）について、市長が許可するときに必要な事項を定める事を目的とする。

(処分業の許可要件)

第2条 一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）の処分を業として行おうとする者の許可要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内法人（定款又は登記簿で確認できる本店又は支店若しくは事業所を、市内に有する者）又は市内に居住している個人であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第5項に該当する者であること。
- (3) 事業を行うにあたり、法律施行令第3条に規定する基準に適合するものであり、また、一般廃棄物の処分量に応じた保管施設を有すること。

(申請書類)

第3条 前条に規定する業者として許可を得ようとする者は、条例施行規則第11条の規定により、一般廃棄物処分業許可申請書（様式第5号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(審査)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合、西条市一般廃棄物処分業者審査表（以下「審査表」という。）に基づき、審査を行うものとする。

(許可等)

第5条 市長は、審査表に基づく審査の結果、許可することが適当であると認めたときは条例施行規則第14条第1項の規定に基づき許可書（様式第8号）を発行することにより許可を行うものとする。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、前条の許可を受けた業者が次の各号の一に該当すると判断したときは、その許可を取消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

- (1) 次条の規定に反して不適正な料金を請求した場合。
- (2) 事業者との契約にあたり、双方の合意なく、契約した旨の申し出があった場合。
- (3) 法又は条例若しくはこれに基づく処分に違反する行為を行った場合。
- (4) 第2条に規定する許可要件を満たさなくなった場合。
- (5) 自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の処分を業として行わせた場合。
- (6) その他この基準に規定する内容を遵守しなかった場合。

2 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるものとする。

(料金の設定)

第7条 第5条の規定に基づき市長の許可を受けた業者が取り扱う一般廃棄物の処理手数料は、原価計算方式に基づいて算出した原価に、適正な利潤を加えた額等適正かつ合理的なものとしなければならない。

付則

この基準は、平成16年11月1日から適用する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 関係者の基本的責務（第3条—第5条）

第3章 一般廃棄物の処理（第6条—第14条）

第4章 一般廃棄物処理手数料（第15条—第18条）

第5章 廃棄物減量等推進審議会（第19条）

第6章 地域の生活環境（第20条—第22条）

第7章 雑則（第23条—第29条）

第8章 罰則（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、当市が行う廃棄物の処理及び環境美化に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における、用語の意義は、この条例に特別の定めがあるものを除くほか法及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 資源物 市が行う廃棄物の収集において、再生利用を目的として分別収集する物をいう。

第2章 関係者の基本的責務

（市の責務）

第3条 市は、資源物の回収、分別収集、再生品の使用の促進その他の施策を通して一般廃棄物の減量を推進するとともに、一般廃棄物の適正な処理に努めるものとする。

2 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めるものとする。

3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに環境美化に関し、市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努

めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、家庭系廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により家庭系廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた家庭系廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、減量に努めなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

3 市民は、相互に協力し、地域の生活環境を清潔に保つよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を行うことにより、減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力するとともに、周囲の環境を汚すことのないよう努めなければならない。

第3章 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市長は、一般廃棄物の処理に関する基本計画を定めなければならない。

2 市長は、前項の基本計画に基づき、毎年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示しなければならない。

(一般廃棄物の処理)

第7条 市長は、前条に規定する一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭系廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うことができる。

(収集又は運搬の禁止等)

第8条 市及び市からの収集又は運搬の委託を受けた者並びに市長が規則で定めるもの以外の者は、第6条第2項に規定する一般廃棄物処理計画で定めるごみ置き場所（以下「ごみステーション」という。）に排出された一般廃棄物のうち、資源化の対象になる物として市長が規則で定めるものについて、これを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して収集し、又は運搬した者に対してこれらの行為を行わないように命ずることができる。

(平23条例9・追加)

(占有者の義務)

第9条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は

建物内の一般廃棄物を排出するときは、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

(平23条例9・旧第8条繰下)

(排出禁止物)

第10条 占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発生する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める物

2 占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を自らの責任で処理できないときは、市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(平23条例9・旧第9条繰下)

(多量排出家庭に対する指示)

第11条 市長は、引っ越し又は家屋の取り壊し等により一時に多量の家庭系廃棄物を排出しようとする占有者に対し、運搬すべき場所及び方法その他必要な事項を指示することができる。

(平23条例9・旧第10条繰下)

(多量排出事業者に対する指示)

第12条 市長は、多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、運搬すべき場所及び方法その他必要な事項を指示することができる。

(平23条例9・旧第11条繰下)

(適正包装の推進等)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛することにより、廃棄物の発生の抑制に配慮した適正な包装の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市民が包装、容器等を返却しようとする場合は、その回収に努めなければならない。

(平23条例9・旧第12条繰下)

(資源回収業者への協力要請)

第14条 市長は、再生利用を促進するため、資源回収を業とする事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

(平23条例9・旧第13条繰下)

第4章 一般廃棄物処理手数料

(指定袋等及び処理手数料)

第15条 占有者が、家庭系廃棄物又は第7条第2項の規定に基づき市が処理する少量の事業系一般廃棄物をごみステ

ーションへ排出しようとするときは、別表に掲げる区分に従い、市長が定める指定袋又は処理券を用いなければならない。

2 前項の場合における処理手数料は、別表に定めるところによる。

(平23条例9・旧第14条繰下)

(手数料の免除)

第16条 市長は、災害等特別の事情があると認めるときは、前条に規定する処理手数料を免除することができる。

(平23条例9・旧第15条繰下)

(一般廃棄物処理業等の許可及び手数料)

第17条 法第7条第1項又は第6項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行おうとする者、又は浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の有効期間は、2年間とし、4月1日から翌々年3月31日までとする。ただし、年度途中で許可したもののについては、前項の規定にかかわらず、許可の日の属する年度の次年度の3月31日までとする。

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業の許可又は更新を受けようとする者 1件につき
5,000円

(2) 許可証の再交付を受けようとする者 1件につき1,000円

(平23条例9・旧第16条繰下、平30条例4・一部改正)

(許可の取消し等)

第18条 市長は、前条の規定により許可を受けた者が、法第7条の3若しくは浄化槽法第41条第2項のいずれかに該当するに至った場合又はこの条例若しくはこの条例に基づく改善勧告等に従わない場合は、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(平23条例9・旧第17条繰下)

第5章 廃棄物減量等推進審議会

(令3条例24・追加)

第19条 法第5条の7第1項の規定に基づき、西条市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、審議し、市長に答申するものとする。

(1) 一般廃棄物の減量、再生利用及び資源化に関する事項

(2) 一般廃棄物の適正処理の推進に関する事項

(3) その他特に市長が必要と認める事項

3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(令3条例24・追加)

第6章 地域の生活環境

(令3条例24・旧第5章繰下)

(清潔の保持)

第20条 占有者は、土地又は建物及びそれらの周囲を清掃すること等により清潔を保ち、地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 何人も、みだりに公園、広場、道路、河川、及び水路その他の公共の場所並びに他人が所有し管理する場所に空き缶等のごみを投棄し、又はそれらの場所を汚してはならない。

3 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所に宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理しなければならない。

4 工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれきその他の廃棄物が飛散し、又は流出することによって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

(平23条例9・旧第18条繰下、令3条例24・旧第19条繰下)

(飲食物容器等の散乱防止)

第21条 容器入り飲食物等の自動販売機の所有者又は管理者は、その空き容器を分別し、回収するための専用容器を設置しなければならない。

2 前項に規定する専用容器は、当該自動販売機に隣接した場所に設置し、空き容器の散乱防止に努めるとともに、これを適正に維持管理しなければならない。

(平23条例9・旧第19条繰下、令3条例24・旧第20条繰下)

(空き地の管理)

第22条 空き地の所有者又は管理者は、その空き地に繁茂した雑草や枯れ草を除去する等、清潔を保つよう努めなければならない。

2 空き地の占有者は、その占有する空き地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう、その周囲に囲いを設ける等適正な管理に努めなければならない。

3 前項に規定する空き地の占有者は、当該占有する空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。

(平23条例9・旧第20条繰下、令3条例24・旧第21条繰下)

第7章 雑則

(令3条例24・旧第6章繰下)

(公共団体との協力)

第23条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事業実施に当たって必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図るものとする。

(平23条例9・旧第21条繰下、令3条例24・旧第22条繰下)

(報告)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

2 市長から報告を求められた者は、正当な理由がない限り、前項の規定による報告を拒んではならない。

(平23条例9・旧第22条繰下、令3条例24・旧第23条繰下)

(立入調査)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

3 何人も正当な理由がない限り、第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(平23条例9・旧第23条繰下、令3条例24・旧第24条繰下)

(改善勧告)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他の関係者に対し、期限を定めて改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(平23条例9・旧第24条繰下、令3条例24・旧第25条繰下)

(氏名等の公表)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の住所及び氏名（法人にあっては、当該法人の名称及び代表者の氏名）並びに事実行為について公表することができる。

(1) 第24条の規定による報告を正当な理由がなく拒んだ場合

(2) 第25条の規定による立入調査を正当な理由がなく拒み、又は妨げた場合

(3) 前条の規定による改善勧告に従わなかった場合

(平23条例9・旧第25条繰下・一部改正、令3条例24・旧第26条繰下、令4条例21・一部改正)

(技術管理者の資格)

第27条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するも

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平25条例21・追加、令3条例24・旧第26条の2繰下)

(西条市行政手続条例の適用除外)

第28条 第8条第2項の規定による命令については、西条市行政手続条例（平成16年西条市条例第14号）第3章の規定は、適用しない。

(平23条例9・追加、令3条例24・旧第27条繰下)

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平23条例9・旧第26条繰下、令3条例24・旧第28条繰下)

第8章 罰則

(平23条例9・追加、令3条例24・旧第7章繰下)

第30条 第8条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(平23条例9・追加、令3条例24・旧第29条繰下)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の罰金刑を科する。

(平23条例9・追加、令3条例24・旧第30条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度に限り、指定袋等の無償配布及び処理手数料については、合併前の西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例（平成6年西条市条例第15号）、東予市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成7年東予市条例第5号）又は丹原町廃棄物の処理及び生活環境の美化に関する条例（平成7年丹原町条例第14号）又は小松町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例（平成7年小松町条例第7号）（以下「合併前の条例」という。）の例による。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年3月28日条例第9号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第21号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月24日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年９月３０日条例第２１号）

（施行期日）

１ この条例は、令和５年３月１日から施行する。ただし、第２７条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和５年４月１日以後の排出に用いる指定袋及び処理券について適用し、同日前の排出に用いる指定袋及び処理券については、なお従前の例による。

３ 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例別表に規定する家庭系廃棄物の排出に用いる指定袋（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）は、令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの間、新条例別表に規定する家庭系廃棄物の排出に用いる指定袋とみなして排出に用いることができる。

別表（第１５条関係）

（平２３条例９・令４条例２１・一部改正）

一般廃棄物処理手数料

区分		手数料	
家庭系廃棄物	もえるごみ	指定袋大 １枚	４５円
		指定袋中 １枚	３０円
		指定袋小 １枚	２０円
	もえないごみ	指定袋大 １枚	４５円
		指定袋中 １枚	３０円
		指定袋小 １枚	２０円
	粗大ごみ	品目ごとに９００円以内で規則で定める額	
少量の事業系一般廃棄物	もえるごみ	指定袋１枚	１００円
	もえないごみ		

（注） 市長が必要と認めた場合は、別に定める基準により配布することができる。

(趣旨)

第1条 この規則は、西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例（平成16年西条市条例第144号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(排出禁止物)

第2条 条例第10条第1項各号に規定する排出禁止物の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 有害性のある物 農薬その他人体に有害な物
- (2) 危険性のある物 消火器、プロパンガスボンベ、ガスを抜き切っていない卓上カセットボンベ及びスプレー缶類、使い捨てライター等爆発の危険のある物
- (3) 引火性のある物 灯油、ガソリン、シンナー等発火しやすい物
- (4) 著しく悪臭を発生する物 犬、ねこその他動物の死体等
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する廃棄物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める物

(平23規則7・一部改正)

(収集又は運搬をすることができるもの)

第3条 条例第8条第1項の市長が規則で定めるものは、資源リサイクル活動を実施する市内の市民団体のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利を目的としない団体で、かつ、地域住民で構成する団体であること。
- (2) 原則として会員が20人以上であること。
- (3) 継続したリサイクル活動の実施が見込まれること。
- (4) 年度ごとに、資源リサイクル活動団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、団体登録を受けていること。

(平23規則7・追加)

(収集又は運搬の禁止の対象となる廃棄物)

第4条 条例第8条第1項の資源化の対象となる物として市長が規則で定めるものは、次に掲げる物とする。

- (1) 古紙類（新聞紙、チラシ、段ボール、本類、雑誌、雑紙類及び紙パック）
- (2) ガラスびん
- (3) ペットボトル
- (4) 缶類
- (5) 粗大ごみ

(平23規則7・追加)

(収集又は運搬の禁止命令)

第5条 条例第8条第2項の規定による収集又は運搬の禁止命令は、命令書(様式第2号)を命令を受ける者に交付することにより行うものとする。

(平23規則7・追加)

(多量の家庭系廃棄物等の範囲)

第6条 条例第11条に規定する多量の家庭系廃棄物の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 引っ越し及び大掃除により生じた物
- (2) 家屋の取壊しにより生じた物
- (3) 樹木のせん定により生じた物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認定した物

2 条例第11条に規定する多量の家庭系廃棄物及び条例第12条に規定する多量の事業系一般廃棄物の範囲は、市が行う廃棄物の収集につき、1回の平均排出量が10キログラムを超えるものとする。

(平23規則7・旧第3条繰下・一部改正)

(少量の事業系一般廃棄物)

第7条 条例第15条第1項に規定する少量の事業系一般廃棄物の範囲は、市が行う廃棄物の収集につき、1回の平均排出量が10キログラム以下のものとする。

(平23規則7・旧第4条繰下・一部改正)

(処理手数料)

第8条 条例別表の品目ごとに900円以内で規則で定める額は、別表のとおりとする。

(令5規則7・追加)

(手数料の免除)

第9条 条例第16条の規定により処理手数料の免除を受けることのできる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火災その他災害により損害を受けた者
- (2) 奉仕活動により公共の場所の清掃を行った者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めた者

2 前項の規定により処理手数料の免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料免除申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(平23規則7・旧第5条繰下・一部改正、令5規則7・旧第8条繰下・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

第10条 条例第17条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第4号)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 収集又は運搬の別
- (4) 運搬車その他主たる収集又は運搬のための施設の種類及び数量
- (5) 主たる事務所以外の事務所、事業場及び運搬車の車庫等の名称、所在地及び電話番号
- (6) 作業計画
- (7) 従業員の数
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本）
- (2) 身分証明書（法人にあつては、代表者及びその業務を行う役員を含む。）
- (3) 印鑑証明書
- (4) 運搬先を証明できる書類
- (5) 運搬車の車庫、廃棄物の積替施設等の配置図、設計書（積替施設に限る。）写真及び付近の見取図
- (6) 事務所その他の施設等を自ら所有する場合は、それらを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）
- (7) 自動車検査証の写し又は購入契約の写し
- (8) 従業員名簿
- (9) 法人の場合は、直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類（新規に事業を始める者は、資本金額等を証明する書類）
- (10) 個人の場合は、直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類
- (11) 直前3年間の納税証明書（市税）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、前項各号に掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。

（平23規則7・旧第6条繰下・一部改正、令5規則7・旧第9条繰下）

（一般廃棄物処分業の許可申請）

第11条 条例第17条第1項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（様式第5号）に、次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 作業場所、処分方法及び処分先
- (4) 一般廃棄物処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の

面積及び埋立容量をいう。)

- (5) 主たる事務所以外の事務所、事業場の名称、所在地及び電話番号
- (6) 作業計画
- (7) 従業員の数
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本）
- (2) 身分証明書（法人にあつては、代表者及びその業務を行う役員を含む。）
- (3) 印鑑証明書
- (4) 処分先を証明できる書類
- (5) 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、写真及び付近の見取図及び案内図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (6) 事務所、その他の施設等を自ら所有する場合は、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）及び事務所の案内図
- (7) 従業員名簿
- (8) 法人の場合は、直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類（新規に事業を始める者は資本金額等を証明する書類）
- (9) 個人の場合は、直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類
- (10) 直前3年間の納税証明書（市税）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、前項各号に掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。

（平23規則7・旧第7条線下・一部改正、令5規則7・旧第10条線下）

（浄化槽清掃業の許可の申請）

第12条 条例第17条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第6号）に、次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- (2) 事業の用に供する施設の概要
- (3) 主たる事務所以外の事務所、事業場の名称、所在地及び電話番号
- (4) 従業員の数
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本）
- (2) 身分証明書（法人にあっては、代表者及びその業務を行う役員を含む。）
- (3) 印鑑証明書
- (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを証明する書類の写し
- (5) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条第1号から第3号までに規定する器具の収納場所の配置図、写真及び案内図
- (6) 事務所その他の施設等を自ら所有する場合は、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）及び事務所の案内図
- (7) 従業員名簿
- (8) 直前3年間の納税証明書（市税）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、前項各号に掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。

（平23規則7・旧第8条繰下・一部改正、令5規則7・旧第11条繰下）

（変更届）

第13条 前3条の規定により申請を行った者は、申請書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちにその理由を付し、市長に届け出て承認を受けなければならない。

（平23規則7・旧第9条繰下、令5規則7・旧第12条繰下）

（許可証の交付）

第14条 市長は、第10条から第12条までの申請に基づき許可する場合は、別に定める許可条件を付して一般廃棄物収集運搬業許可（更新）証（様式第7号）、一般廃棄物処分業許可（更新）証（様式第8号）又は浄化槽清掃業許可（更新）証（様式第9号）を交付する。

2 前項の許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）が、その許可証を亡失し、又は損傷したときは、直ちに理由を付し、市長に届け出て再交付を受けなければならない。この場合において損傷したときは、その許可証を添えなければならない。

（平23規則7・旧第10条繰下・一部改正、令5規則7・旧第13条繰下・一部改正）

（休業及び廃業）

第15条 許可業者が、休業又は廃業をしようとするときは、その30日前までに市長に届け出なければならない。

（平23規則7・旧第11条繰下、令5規則7・旧第14条繰下）

（許可証の返還）

第16条 許可業者は、許可証の有効期間が満了し、又は営業の許可を取り消されたときは、直ちに市長にその許可証を返還しなければならない。

2 許可業者が廃業、死亡、合併、分割又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併存続する法人、分割により承継する法人又は清算人は、直ちにその旨を市長に届け出て許可証を返還しなければならない。

(平23規則7・旧第12条繰下、令5規則7・旧第15条繰下)

(許可証の譲渡等の禁止)

第17条 許可業者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平23規則7・旧第13条繰下、令5規則7・旧第16条繰下)

(報告書の提出)

第18条 許可業者は、当月分の一般廃棄物処理状況報告書(様式第10号及び様式第11号)を翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(平23規則7・旧第14条繰下・一部改正、令5規則7・旧第17条繰下)

(施設及び器具の検査)

第19条 市長は、許可業者の施設及び器具について、法及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)に定める基準により、必要に応じて検査を行うことができるものとする。

2 許可業者は、検査に合格しない施設又は器具を使用してはならない。

(平23規則7・旧第15条繰下、令5規則7・旧第18条繰下)

(専用容器)

第20条 条例第21条第1項に規定する空き缶等の回収専用容器は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しない物
- (2) 容積は、30リットル以上の物
- (3) 安定性があり、かつ、投入が容易な物
- (4) 空き缶等飲料容器以外のものを入れてはならない旨の表示がある物

(平23規則7・旧第16条繰下・一部改正、令4規則18・一部改正、令5規則7・旧第19条繰下)

(身分証明)

第21条 条例第25条第2項の証明書は様式第12号による。

(平23規則7・旧第17条繰下・一部改正、令4規則18・一部改正、令5規則7・旧第20条繰下)

(氏名等の公表)

第22条 市長は、条例第27条の規定に基づき氏名等を公表するときは、西条市公告式条例(平成16年西条市条例第3号)に規定する掲示場に掲示し、及び市報に掲載するものとする。

(平23規則7・旧第18条繰下・一部改正、令4規則18・一部改正、令5規則7・旧第21条繰下)

(その他)

第23条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(平23規則7・旧第19条繰下、令5規則7・旧第22条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西條市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則（平成6年西條市規則第28号）、東予市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成7年東予市規則第2号）、丹原町廃棄物の処理及び生活環境の美化に関する条例施行規則（平成7年丹原町規則第16号）又は小松町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則（平成7年小松町規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年5月11日規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に受理し、又は交付している改正前の西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則の様式第1号から様式第9号までの様式は、改正後の西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則の規定に基づき、受理し、又は交付したものとみなす。

附 則（平成27年3月17日規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の西条市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の西条市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の西条市職員退職手当条例施行規則、第5条の規定による改正前の西条市生活保護法施行細則、第6条の規定による改正前の西条市児童福祉法施行規則、第7条の規定による改正前の西条市母子生活支援施設設置及び管理条例施行規則、第8条の規定による改正前の西条市保育の利用に関する規則、第9条の規定による改正前の西条市児童手当事務取扱規則、第10条の規定による改正前の西条市子ども手当事務取扱規則、第11条の規定による改正前の平成23年度における西条市子ども手当事務取扱規則、第12条の規定による改正前の西条市児童福祉法に基づく居宅生活支援費の支給に関する規則、第13条の規定に

よる改正前の西条市児童基準該当居宅支援事業者の登録及び特例居宅生活支援費の支給に関する規則、第14条の規定による改正前の西条市老人福祉法施行規則、第15条の規定による改正前の老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則、第16条の規定による改正前の西条市身体障害者福祉法施行規則、第17条の規定による改正前の西条市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、第18条の規定による改正前の西条市養育医療の給付に要する費用の徴収に関する規則、第19条の規定による改正前の西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則、第20条の規定による改正前の西条市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、第21条の規定による改正前の西条市下水道事業分担金徴収条例施行規則、第22条の規定による改正前の西条市がけ崩れ防災対策事業分担金徴収条例施行規則及び第23条の規定による改正前の西条市危険物の規制に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年4月14日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月21日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

一般廃棄物処理手数料免除申請書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり、一般廃棄物の処理手数料の免除を申請します。

事由：

一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書

年 月 日

西 条 市 長

殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

(印)

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1	住所、氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号	
2	取り扱う一般廃棄物の種類	
3	収 集 又 は 運 搬 の 別	
4	じんかい車又はし尿車、その他主たる収集又は運搬のための施設の種類及び数量	
5	主たる事務所以外の事務所、事業場及び運搬車の車庫等の名称、所在地及び電話番号	
6	作 業 計 画	
7	従 業 員 の 数	
添 付 書 類	① 住民票の写し(法人は、定款又は寄付行為及び登記簿謄本) ② 身分証明書(法人は、代表者及びその業務を行う役員を含む。) ③ 印鑑証明書 ④ 運搬先を証明できる書類 ⑤ 運搬車の車庫、廃棄物の積替施設等の配置図、設計書(積替施設のみ)、写真及び付近の見取図 ⑥ 事務所その他の施設等を自ら所有する場合はそれを証明する書類(借用の場合は契約書の写し) ⑦ 自動車検査証の写し又は購入契約の写し ⑧ 従業員名簿 ⑨ 法人の場合は、直前3年間の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類(新規に事業を始める者は、資本金額等を証明する書類) ⑩ 個人の場合は直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 ⑪ 予定料金表 ⑫ 直前3年間の納税証明書(市税) ⑬ その他市長が必要と認める書類及び図面	

様式第 5 号(第 11 条関係)

一般廃棄物処分業許可(更新)申請書

年 月 日

西 条 市 長

殿

申請者 住 所
氏 名
電 話



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第 11 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1	住所、氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号	
2	取り扱う一般廃棄物の種類	
3	作業場所、処分方法及び処分先	
4	一般廃棄物処理施設の種類の種類、数量施設設置場所及び処理能力	
5	主たる事務所以外の事務所、事業場の名称、所在地及び電話番号	
6	作 業 計 画	
7	従 業 員 の 数	
添 付 書 類	① 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記簿謄本) ② 身分証明書及び申立書(法人にあつては、代表者及びその業務を行う役員を含む。) ③ 印鑑証明書 ④ 処分先を証明できる書類(一覧表及び契約書の写し等) ⑤ 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、写真及び付近の見取り図及び案内図、並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 ⑥ 事務所その他の施設等を自ら所有する場合は、それを証明する書類(借用する場合には、その契約書の写し)及び事務所の案内図 ⑦ 従業員名簿 ⑧ 法人の場合は、直前 3 年間の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類(新規に事業を始める者は、資本金額等を証明する書類) ⑨ 個人の場合は、直前 3 年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 ⑩ 直前 3 年間の納税証明書(市税) ⑪ 産業廃棄物処分業の許可を取得している場合は、許可証の写し ⑫ その他、市長が必要と認める書類及び図面	

様式第 6 号(第 12 条関係)

浄化槽清掃業許可(更新)申請書

年 月 日

西 条 市 長

殿

申請者 住 所
氏 名
電 話



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第 12 条第 1 項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1	住所、氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号	
2	事業の用に供する施設の概要	
3	主たる事務所以外の事務所、事業場の名称、所在地及び電話番号	
4	従 業 員 の 数	
添 付 書 類	① 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄付行為及び登記簿謄本) ② 身分証明書(法人にあっては、代表者及びその業務を行う役員を含む。) ③ 印鑑証明書 ④ 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有することを証明する書類の写し ⑤ 浄化槽法施行規則に規定する器具の収納場所の配置図、写真及び案内図 ⑥ 事務所その他の施設等を自ら所有する場合はそれを証明する書類(借用の場合は契約書の写し) ⑦ 従業員名簿 ⑧ 予定料金表 ⑨ 直前 3 年間の納税証明書(市税) ⑩ その他市長が必要と認める書類及び図面	

第 号
年 月 日

一般廃棄物収集運搬業許可(更新)証

西 条 市 長



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり、一般廃棄物収集運搬業を許可する。

許 可 業 者	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日までの間	
収 集 区 域		
一般廃棄物の種類		
許 可 条 件		

第 号
年 月 日

一般廃棄物処分業許可(更新)証

西 条 市 長



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり、一般廃棄物処分業を許可する。

許 可 業 者	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日までの間	
許 可 に 係 る 事 業 の 範 囲		
許 可 に 係 る 施 設		
許 可 条 件		

第 号
年 月 日

浄化槽清掃業許可(更新)証

西 条 市 長 印

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第 14 条第 1 項の規定により、
次のとおり、浄化槽清掃業を許可する。

許 可 業 者	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日までの間	
許 可 条 件		

別紙1

従 業 員 名 簿

		業 者 名		
職 名	氏 名	生 年 月 日	住 所	資 格
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		
		S H . .		

※ 資格を証明する書類の写しを添付すること。

別紙2

一 般 廃 棄 物 運 搬 器 材 表

		業 者 名			
登録番号	車 種	年 式	積 載 量	購入年月日	登録所有者名
		S H R	t	S H R . .	
		S H R	t	S H R . .	
		S H R	t	S H R . .	
		S H R	t	S H R . .	
		S H R	t	S H R . .	
		S H R	t	S H R . .	
		S H R	t	S H R . .	
		S H R	t	S H R . .	
		S H R	t	S H R . .	
		S H R	t	S H R . .	
		S H R	t	S H R . .	
		S H R	t	S H R . .	

自動車検査証の写しと車両の写真（前・横から撮影）を添付すること。

別紙3

一 般 廃 棄 物 処 理 器 材 表

業 者 名				
名 称	型式・寸法	規模・能力	設置年月日	特定施設 該当の有無
			S H R . .	有 ・ 無
			S H R . .	有 ・ 無
			S H R . .	有 ・ 無
			S H R . .	有 ・ 無
			S H R . .	有 ・ 無
			S H R . .	有 ・ 無
			S H R . .	有 ・ 無
			S H R . .	有 ・ 無
			S H R . .	有 ・ 無
			S H R . .	有 ・ 無
			S H R . .	有 ・ 無